

第4編 道 路

第7章 橋 梁 工	4－7－1－1
-----------	---------

【注意】

本基準書に記載のないものについては、「大阪市土木工事標準積算基準書（共通・河川・道路・公園・電気編）（令和5年10月）」によるものとする。

第7章 橋梁工

1 鋼橋製作工	4 - 7 - 1 - 1
-------------------	---------------

【注意】

本基準書に記載のないものについては、「大阪市土木工事標準積算基準書（共通・河川・道路・公園・電気編）（令和5年10月）」によるものとする。

第7章 橋梁工

1 鋼橋製作工

1 適用範囲

本資料は、鋼橋製作工の材料費について適用するものとし、本資料に記載のないものについては、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-7-① 鋼橋製作工」によるものとする。

2 材料費

2－8 溶接材料費及び副資材費

(2) 副資材費

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料費で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで18,200円/tとする。

3 鋼橋製作費

3－2 製作工労務単価

工場製作における工数単価（直接労務費）は、29,500円とする。